

特別児童扶養手当のおしらせ

問 社会福祉課
☎内線1711

◆【表1】手当の対象となる児童の障害の程度

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの 療育手帳の判定がA・A程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの 療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

特別児童扶養手当を受けられることができる方

精神、知的または身体に障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくはは母、または父母にかわってその児童を養育している方が対象となります。なお手当を受けるためには、申請が必要となります。
※【表1】参照。

◆【表2】手当の額

等級	等級月額 (児童1人につき)
1級	51,500円
2級	34,300円

◆【表3】手当の支払日

※11日が土・日曜日、祝日の場合は、その前営業日となります。

支払期	支払日(支給対象月)
4月期	4月11日(12~3月分)
8月期	8月11日(4~7月分)
12月期	11月11日(8~11月分)

◆【表4】所得限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

特別児童扶養手当の額および支払日

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分より【表2】の額が支給されます。ただし、前年の所得(課税台帳による)が【表4】の所得限度額以上

特別児童扶養手当の額および支払日

ただし、次の場合は受給する資格がありません。
①児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
②児童が障害による公的年金を受けることができないとき
③児童が児童福祉施設に入所しているとき

手当を受けるための手続き

手当を受けるためには、市役所の社会福祉課窓口へ認定請求書のほか、次の書類を添えて申請して

所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

ください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

◆添付する書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)
②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

◆添付する書類

①おおよび②の発行日は、認定請求から1カ月以内のものを添付してください。

③所定の診断書(社会福祉課窓口にあります)
※診断書は、申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略

◆手続き・問い合わせ

手続き…社会福祉課窓口
問い合わせ…社会福祉課
☎873-2111内線1711

◆添付する書類

④その他必要な書類
金融機関通帳
※必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振込できません。

◆添付する書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)
②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

●療育手帳の判定がA・A
●身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級(下肢障害については4級の一部を含む)
※その他必要な書類
金融機関通帳
※必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振込できません。

